



ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて



100g 以上の無人航空機の登録が義務化され、
登録後は登録記号の表示、リモート ID の搭載が必要です。

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の**少なくとも 10 開庁日前まで**に申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経歴・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制（飛行マニュアルなど）に関する資料の提出が必要です。



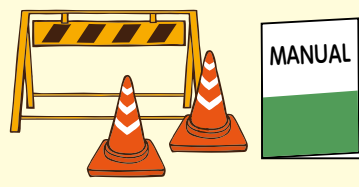
国土交通省
許可・承認の申請



①機体の機能・性能



②操縦者の飛行経歴・知識・技能



③安全確保体制

航空法の許可・承認手続きのお問い合わせ先

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

無人航空機ヘルプデスク ☎050-5445-4451 ヘルプデスク（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時まで）



農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（農林水産省）や 農薬の空中散布に係る安全対策実施要領（山口県）を御存知ですか？

農林水産省ホームページ

「無人マルチローターによる
農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html



山口県農業振興課ホームページ

「無人航空機の空中散布実施に係る届出」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/22385.html>

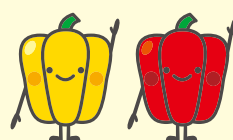


★山口県では、県の実施要領に基づき、ドローンによる散布計画書・実績報告書の提出をお願いしています。

	提出時期	提出先
散布計画書	散布の前月末まで	農業振興課 [E-mail] a17300@pref.yamaguchi.lg.jp
実績報告書	散布後すみやかに	[FAX] 083-933-3399

★万が一、無人航空機による事故が起きた場合、事故報告書の提出が必要です。

★提出様式は、上記の山口県 HP を御参照ください。



事故報告書		提出先
	農薬の事故の場合	農業振興課
	農薬の事故以外の場合 ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失または航空機との接触もしくは接近事案	ドローン情報基盤システム（DIPS）における事故等報告機能を用いて電磁的に速やかに行う。やむを得ない理由により本機能を用いた報告を行うことができない場合は、下記に報告。 ・大阪航空局 保安部 運航課（平日 9:00～17:00） TEL：06-6949-6609 e-mail：cab-wmujin-houkoku@mlit.go.jp ・（上記時間帯以外では）関西空港事務所 TEL：050-3198-2870 e-mail：cab-kixinfo@mlit.go.jp ※上記に報告後、速やかに農業振興課に報告

お問い合わせ先

山口県農林水産部 農業振興課 農業技術班

TEL:083-933-3366

FAX:083-933-3399

（2025 年作成）



農薬は周りに配慮し 正しく使用！

周囲への配慮を！
周辺住民の方に
事前にお知らせ



周囲への飛散防止！
風向きに注意し、
強風時は散布しない



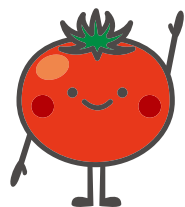
4つの重要な‘徹底’事項

- ① 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳
- ② 土壌くん蒸剤は、施用後に速やかに被覆して安全を確保
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
- ④ 施錠された場所に保管するなど、誤飲を防ぐ保管管理





農薬による事故・被害を未然に防ぐために、みんなで再確認！

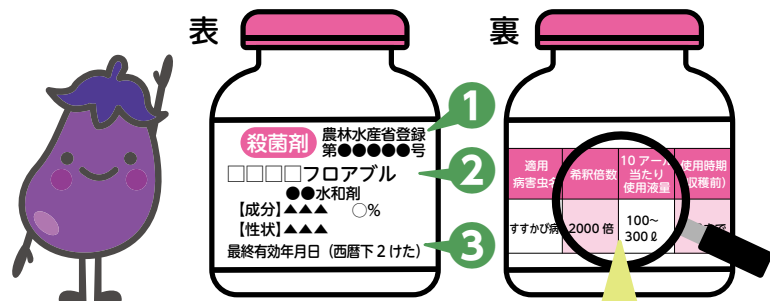


① 農薬ラベルを必ず確認！

まずは確認しよう！

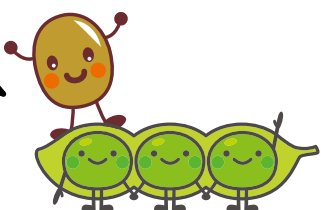
- ① 農林水産省「登録番号」の有無
- ② 農薬名
- ③ 最終有効年月
- ④ 適用作物
- ⑤ 希釈倍数
- ⑥ 使用時期
- ⑦ 使用回数・総使用回数など

※その他ラベルの記載事項を全て確認しよう！



●例	4	5	6	7
作物名	トマト	適用病害虫名	すずかび病	2000 倍
適用病害虫名	すずかび病	希釈倍数	2000 倍	100～300 倍
希釈倍数	2000 倍	10 アール当たり使用液量	100～300 倍	前日まで
10 アール当たり使用液量	100～300 倍	使用時期 (収穫前)	前日まで	3 回以内
使用時期 (収穫前)	前日まで	本剤の使用回数	3 回以内	散布
本剤の使用回数	3 回以内	使用方法	散布	3 回以内
使用方法	散布	●●を含む農薬の総使用回数	3 回以内	

農薬登録上は別の作物です！



農薬登録において誤認しやすい農作物の例

例のように、名前が似ていても収穫物の大きさや重さ、収穫時期、収穫部位、収穫物の形態が異なる場合、農薬の登録上、別作物の扱いになるものがあります。適用のない作物に誤って農薬を使用することがないように注意しましょう。



だいず	えだまめ	しゅんぎく	きく	食用ぎく	すいか	漬物用すいか	てんさい	かえんさい
ブロッコリー	茎ブロッコリー	いんげんまめ	さやいんげん	しょうが	葉しょうが	キャベツ	メキャベツ	にんにく
たまねぎ	葉たまねぎ	しょうが	葉しょうが	しょうが	うこん	しょうが	うこん	やまのいも
ピーマン	ししとう	レタス	非結球レタス	トマト	ミニトマト	メロン	漬物用メロン	食用さくら (葉)
だいこん	はつかだいこん	しそ	しそ (花穂)					

★例えば、「トマト」に適用のある農薬であっても「ミニトマト」への適用がなければ、ミニトマトに当該農薬を使用することはできません。

※農林水産省令和6年度農薬危害防止運動実施要綱より抜粋

★最新の農薬登録情報は「**農薬登録情報提供システム**」で公開されています。
<https://pesticide.maff.go.jp>

★作物名の区分は、農林水産省農薬コーナー「**農薬登録における適用作物分類表**」をご参照ください。
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sasshin/group/top.html

農林水産省が提供する農薬の安全使用のための農業者支援ソフト

「**MAFF アプリ**」はこちら

App Store



OR Google Play

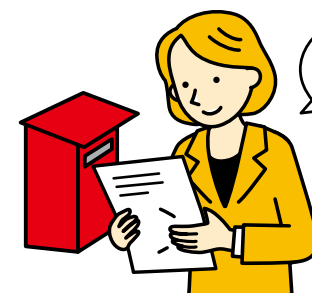
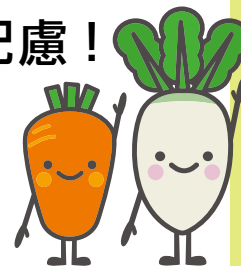


② 農薬散布の際は**周囲の方**や**周辺の生活環境**へ配慮！



★**近隣農家**や**養蜂家**、**周辺住民**に事前に**農薬散布スケジュール**を連絡し、飛散防止を徹底しましょう！

★周辺に**病院**、**学校**など建物がある場合には**事前に十分な連絡**を取り合いましょう。



●月●日●時頃に隣の田で農薬散布するのね



風が強いときは農薬散布はしない！

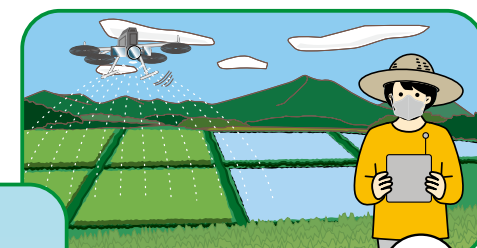


時間帯にも配慮しよう！



了解

●月●日●時頃に農薬散布します



③ 栽培計画と農薬使用計画をたてる

④ ラベルに従って防護具を着用

⑤ 農薬散布後、散布器具等は丁寧に洗浄

⑥ 農薬の移し替えは厳禁 (誤飲誤食の未然防止等)

⑦ 農薬散布をしたら日誌に記帳



収穫日は●日以降！

作物名、散布日時、場所、農薬名、散布量、希釈倍数、散布器具、天候、風の様子など

農薬中毒事故はなぜ起こる？

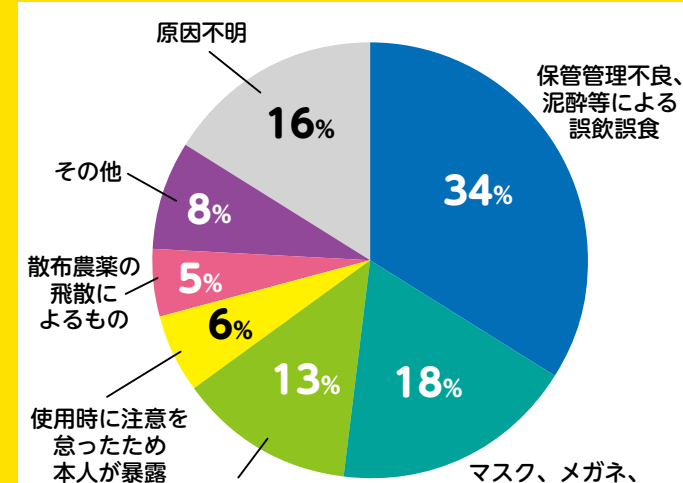


図. 原因別農薬の中毒事故の割合 (全国調査)

「農薬保管庫にはしっかり施錠を！」

★近年の中毒事故の傾向としては、特に保管管理不良、別容器への移し替え等による誤飲・誤食が多くみられています。(農水省調べ)

